

ID: 236

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町下水道条例 第23条		
<b>例規番号</b>	昭和63年条例第28号		
<p><b>【基準】</b>                  第23条の規定による。                  (使用料の減免)                  第23条 管理者は、災害その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日